

日本敗戦前後の中国人留日学生政策

——汪精衛政権・「満洲国」・「蒙疆政権」

田 中 剛

はじめに	235
I 決戦体制下の留日学生政策	237
II 留日学生「集合教育」の実施	241
III 日本敗戦直後の留日学生政策	246
IV 留日学生の帰還	252
おわりに	258

はじめに

中国人の日本留学は、日清戦争後の1896年に13名の国費留学生在が派遣されたのを嚆矢とし、日露戦争直後の日本留学ブームにも後押しされて1906年には約1万人にも達していたと言われる。その後、留学生の数が増減し、満洲事変で激減したものの、南京国民政府からの国費留学生も派遣が途絶えることはなく、1930年代半ばには満洲事変以前の規模を上回り、5000人を超えた。1937年に日中全面戦争が勃発すると、南京国民政府の派遣留学生を中心に帰国したが、再来日する者もあり、日中戦争のさなかに中国人留日学生数はピークを迎えたと思われる。興亜院の調査によれば、1939年4月の時点で日本には既卒者も含めて約1万3000人の中国人留学生在が学んでいた。戦前日本において中国人留学生は外国人留学生のなかで最も多数を占めていた。

戦時下の日本本土で学んだ中国人留学生の多くは、「満洲国」や汪精衛政権など傀儡国家（政権）から日本が積極的に集めてきた学生であった。1932年「満洲国」建国以降、日本は「分治合作主義」によって中国占領地に「親日的」地方政権を相次いで樹立してきた。1940年3月に樹立された「中華民国政府（汪精衛政権）」は「親日」政権を統合して

正統中国政府であることを主張したが、現地協力者の反発もあって統合は形式的なものに過ぎず、「蒙疆政権」や華北政務委員会は汪精衛政権の統治地域から実質的に除外された。そのため、日中戦争期に大陸から留学生を送り出した主体は、「満洲国」、汪精衛政権、「蒙疆政権」、華北政務委員会など複数に及ぶ。加えて、留学生の受け入れや学資金の支援を行なった日本側の団体や機関も、日華学会、東亜学校、大東亜学寮、善隣協会など数多くあり、中国人留学生事業に対する関心の高さを示している。留学は重要政策に位置づけられていた。専門的な学術・技術だけでなく、「日本精神」を身につけた日本留学経験者を占領地統治に利用しようとしたのである。

ところが、戦局の悪化によって日本の描いた留学生政策は行き詰まり、本土にいた留学生たちは地方へ疎開した。そして、1945年8月に帝国日本が崩壊し、大陸との人的往来も制限され、清末から続いた中国人留学生の日本派遣は断絶する。日本はそれまでの留学生政策をいかに「精算」しようとしたのであろうか。また、日本人に近づくことが求められ、帰国後にはキャリアが約束されていた留学生たちにとっても、日本の敗戦は大きな転換点であった。戦後日本に残された中国人留学生は組織化をはかり、華僑社会とも連帯しつつ、新たな中国人社会を形成していくことになる。つとに川島真が指摘しているように、1945年の留日学生をとりまく状況は、単に留学生研究としてのみならず、日本の戦後処理問題や脱帝国化プロセスとも絡む、非常に重要なテーマである⁽¹⁾。戦後初期の中国人留日学生については近年、研究成果が続々と現れてきており⁽²⁾、留日学生の組織化や中華人民共和国との関係などが明らかにされている。また、筆者も留学経験者たちに聞き取り調査を行なったことがあるが⁽³⁾、彼らがようやく語り始めたことで当時の厳しい生活が見えてくるようになってきた。だが、従来の研究でも、当事者が語る回憶でも、1945年前後の日本政府の留学生政策については依然、不明な部分が多く、戦争終結時に中国人留学生がどこに、どれだけいたのかも確かでない。そこで本稿は、空白の部分が多い1944年から1946年まで敗戦前後の日本政府の中国人留学生政策がどのように変化し、これに対してGHQや中国政府がどのように対応したのか考察したい。なお、台湾からの留学生については、戦争終結まで「日本人（外地人）」であり、戦後に中華民国が台湾の回復を宣言したとは言え、在日台湾人が「中国人」として待遇を受けるのは1947年になってからであることに鑑みれば、別に詳しくみる必要があるだろう。よって本稿では、大陸出身の中国人留学生（本稿が扱う「中国人留学生」は「中華民国出身の留学生」という意味で、漢族だけでなく、モンゴル族や朝鮮族も含む）に重点を置いて論じていくこととしたい。

I 決戦体制下の留日学生政策

まず、日本国内の教育状況を確認しておこう。戦局の悪化は戦時教育体制の強化を求め、教育本来の機能は著しく低下した。大学や高等学校、専門学校における修業年限の短縮は、戦局の悪化にあわせて毎年度実施されていたが、1943年10月の勅令第七五五号によって大学、高等学校、専門学校などの学生に対する徴兵猶予が取り消され、理工、医科系や教員養成系をのぞく徴兵適齢に達した学生が召集される、いわゆる「学徒出陣」が命じられた。修業年限の短縮や学徒出陣、加えて勤労働員の拡大が、大学など高等教育機関における教育研究活動を荒廃させていった。1943年10月12日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方案」⁽⁴⁾は、学徒の勤労働員を「教育実践ノ一環」として「在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間」にまで拡大した。さらに1944年2月25日の閣議決定「決戦非常措置要綱」は、中等学校以上の学生生徒を今後1年間、勤労や非常任務に出動できる体制に常時置く、通年動員を決定した。これによって学生生徒が農村や軍需工場などで常時勤労となり、学校の授業は実質的に停止状態になった。1945年3月18日閣議決定「決戦教育措置要綱」⁽⁵⁾に至っては、学徒を防衛と生産に動員するため、国民学校初等科を除く学校の授業が1945年4月1日から1946年3月30日まで1年間停止することが示された。そして学徒動員の仕上げは、1945年5月22日の勅令第三二〇号「戦時教育令」⁽⁶⁾であった。それまでの勤労働員は報国隊や青少年団など学校外の組織が中心で、動員と教育の二元的扱いが混乱を生じさせているとの反省から、この「戦時教育令」は学校ごとに学徒隊を組織して食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究などにあたることを求め、学校組織そのものを「戦闘的教育組織」⁽⁷⁾に整備強化するものであった。これによって学校の授業停止は無期限となった。

このあいだ、「中華民国国民政府（汪精衛政権）」も戦時体制に対応しようと動いていたことがうかがえる。汪政権の留日学生を監督する教育部駐日学務専員弁事処は1944年1月、駐日特命全権大使蔡培に対して非常時期学務方針と学生補導のことを処理し、出来るだけ早く疎開の方法を講じるよう求めていた。2月には蔡大使の指示を受け、駐日学務専員弁事処は学生に対して監督指導を行ない、勤労奉仕隊を組織している⁽⁸⁾。1944年2月12日、教育部駐日学務専員の黄炳星と華北政務委員会の留日学生を監督する教育総署駐日弁理留学事務専員の方念慈は、次のように決戦下日本での留学生保護の必要を説き、汪政権の指示を仰ぐために駐日大使館に対して意見書を提出した。「現在日本の我が国学生は約1200人、そのうち東京にいる者が7、8割を占める。非常時局にいたって、各学生は友邦民衆と一致行動しなければならないし、当然の義務を尽くして当局の手厚い保護を受けている

が、大部分の留日学生は孤独で何処にも親しい人がいない。懐具合について言えば、公費生は公費金額に限りがあり、かろうじて日常生活を維持することに足りるだけで、自費生もまた国内物価の暴騰が止まず、父母の送金手続きも煩雑で時間も益々かかるために生活が困窮している。……実際に必要とする経費も事前に見積もることは困難だが、十分に準備して早急に対処しなければならない⁽⁹⁾。

黄炳星らが起草した「非常時期留日学務計画書」⁽¹⁰⁾の要点は、以下の7点を提示した。①日華学会、中華民国留日学生会と共同で留日学生の指導工作进行を強化する、②汪政権に留日学生救済準備金を求める、③「中華留日学生勤労奉仕隊」を組織して一層緊密な協力互助を行なう、④大使館の文化組人員を増加して留日学務に利する、⑤学務機関は東京近郊に臨時弁公処を設ける、⑥学務上の分業協力臨時弁法を制定する、⑦疎開旅費の補助、医薬費の補助、臨時の生活救済の面で留学生を救済する、以上を求めた。「勤労奉仕」の実施と学務機関・留日学生の疎開を求めていることが特徴的である。

駐日学務専員弁事処は早速、2月に各学務機関と「非常時期分工合作弁法」について協議した。3月には華北政務委員会の駐日弁理留学事務専員弁事処とともに「非常時期分工合作弁法」を実行した。この間、中華民国大使館は3月31日、日本外務省から、「空襲並空襲警報発令ノ場合」は大使館員の外出を差控えるよう通牒を受けており⁽¹¹⁾、本土空襲の危機が増していた。駐日学務専員弁事処と駐日弁理留学事務専員弁事処は、事務所を移している⁽¹²⁾。駐日大使の指示を受けて疎開準備を進めていた教育部駐日学務専員弁事処は、留学生に対して出来るだけ郊外へ転居して安心して学問に励むことが出来るよう指導監督を行なっていたが、学務機関も疎開を始めた。これは、日本政府の都市防空対策に応じたものである。日本政府は1943年12月21日、「都市疎開実施要綱」を閣議決定して東京都区部など重要都市の人員、施設、建築物の疎開を指示した。これを受けて各国の外交機関も郊外に適当な建物を探し求めていたが、「中華民国」教育部と華北政務委員会の駐日学務機関は、多くの留日学生が東京で就学している状況を考慮して、東京近郊に臨時弁公処を開設できるよう駐日大使館に求めていた⁽¹³⁾。その結果、駐日学務専員弁事処は1944年2月9日に杉並区荻窪町、3月16日に板橋区練馬南町一丁目、さらに5月1日には練馬南町二丁目へと場所を転々としている⁽¹⁴⁾。華北政務委員会の駐日弁理留学事務専員弁事処も3月5日、淀橋区上落合に移った⁽¹⁵⁾。

むろん、日本側も「中華民国」の留日学生について新たな対応に乗り出していった。それが、1944年4月6日に設置された「中華民国留日学生輔導臨時総本部」である。その「設置趣意書」によれば、「緊急事態の発生に備え巷間散在する留学生を可及的に補導系統下の学校に収容し、之を集団として把握指導に容易なる体制下に集結せしむると共に、進ん

で之に対する精神的、物資的補導援護を強化徹底せしむる」ことが急務であると述べ、市井に暮らす留日学生を一カ所に集めて補導・援護する必要を強調した。設立にあたって発起人に名を連ねたのは、坂西利八郎（東亜振興会理事長）、友野代三、大島豊（善隣協会理事長）、芳川寛治、津田静枝（大東亜学寮理事長）、松平信子（東洋婦人教育会会長）、菊地豊三郎（文部次官・大東亜留日学生会理事長）、杉栄三郎（東亜学校学監）の8名、「中華民国」の留日学生に関わる各補導団体の代表たちであった⁽¹⁶⁾。発起人の一人である大島豊が理事長を務める善隣協会は、「蒙疆政権」の留日学生を補導する機関である。つまり、補導臨時総本部は汪精衛政権のみならず、「蒙疆政権」や華北政務委員会など日本占領下の「中華民国」すべての留学生補導を射程に入れていたことになる。

補導臨時総本部の「規約」によれば、その目的は「中華民国留日学生補導団体を結集し、各団体に対し連絡統制の任に当ると共に必要なる限度に於て補導業務の総合処理をなすべき機関とし、決戦非常補導業務の一元的運営を容易ならしむる」とあり、その事業は、①非常補導計画の審議立案、②各団体の統制指導、③総合処理の実施であった⁽¹⁷⁾。資金は寄付金や事業収入のほか、1944年度には大東亜省から100万円の補助金を交付されている。また、事業経営上の重要事項については大東亜大臣の指揮を受けるよう命ぜられており⁽¹⁸⁾、その設立には日本政府の後押しがあったことが分かる。総本部長には津田静枝が就任、事務所を霞が関に置いた。

こうして「中華民国」留日学生補導の連絡統制機関として発足した補導臨時総本部は、1944年6月、大東亜省に対して事業概要を報告している。その内容は、①全寮制度の実施と避難収容施設の設定、②緊急時教育補導施設の開設、③啓蒙施策の実施、④補導従事者錬成会の実施、⑤留学生指導講習会の実施、⑥非常対策、⑦留学生保護対策、⑧支部の設置、以上8点に及んでいるが、なかでも、全寮制度の実施と避難収容施設の設定について次のように述べている。在京の中華民国留日学生893名（1944年5月12日現在）のうち、補導団体経営の寮にいる者は338名に過ぎず、多くが巷に散在しているために補導は万全を期すことが出来ない。「留日生活窮迫し、学成らずして帰国するは勿論、反日毎日的感情を醸成するの怖れなしとせず、而して一旦空襲あらん哉、その混乱収拾の途なきのみならず、之が防諜外国人取締上、將又真摯なる留学目的を達成せしむるの見地よりみるも甚だ以て遺憾の点、不尠を以て東京始め主要土地に於て速かに寮を開設し、物的生活の確保、精神生活の安定を期し」、よって補導の徹底をはかるといふ⁽¹⁹⁾。「反日毎日的感情を醸成」「防諜外国人取締上」とある。このあたりに、日本側が留日学生に対して抱いていた本音が透けて見える。全寮制度という発想に、留日学生の「反日」や「諜報」に対する警戒、治安の強化があったことは確認しておきたい。なお、学寮の設置については、1寮20名の

定員で東京に20寮、京都に4寮、福岡、横浜、仙台、旭川、金沢などに1寮ずつを予定していた。学寮の設置を東京に集中させている計画からみて、輔導臨時総本部のねらいは寮での集中的輔導にあって、疎開という視点はこの時まで弱かった。

1944年5月6日、東京霞が関の霞山会館で大東亜省主催の「留日学生在学学校主任者並輔導団体関係者懇談会」が開催された。この懇談会で大東亜省は輔導諸団体に対し、留日学生の教育・輔導に関する閣議決定事項、留日学生の輔導および戦時非常措置に関する身分証明書発行要領について指示した⁽²⁰⁾。また、輔導臨時総本部は諸団体に対して「寮内外生管轄区域」なるものの設定も諸団体に対して伝えたようだ。史料の不足のため、その施策の詳細については不明であるが、輔導臨時総本部は寮外に暮らす留学生の所在を把握し、可能な限り寮に収容して輔導を確実にすることを目標に掲げていたことからみて、寮内外生管轄区域の設定はおそらくこれを具体化したものと思われる。例えば、東亜振興会は5月27日、輔導臨時総部から配当された管轄区域にある学校の学生主事と懇談会を開催している⁽²¹⁾。東京をいくつかの管轄区域に分けて輔導諸団体に担当を割り振り、区域内の学校と協力しながら留学生の所在を把握し、学寮に収容しようとしたと思われる。しかし、弊害もあったようだ。東亜振興会では管轄区域の設定が、かえって同会経営の学寮に収容する学生が減少し、1944年10月に同会の池袋学寮を廃止せざるを得なかった⁽²²⁾。

それでは、「満洲国」は戦局の悪化にどう対応したのだろうか。「満洲国」の留日学生に対しては、より強力な「戦時協力」が求められた。「日満一体」を呼号した「満洲国」は、留学生に対する教育もまた日本人学生と同様に取扱うことを求めている。例えば、日本本土の学校における軍事教練を、留学生は免除されていたが、「満洲国」留学生には必須として課されていた⁽²³⁾。そのようななかで1944年6月2日、文部省学徒動員本部から動專183号「満洲国留日学生の勤労働員に関する件」が出される。これは、「満洲国」留日学生の卒業を実質的に繰り上げ、「満洲国」で軍事的生産に動員することを企図したものであった。1944年9月卒業見込の「満洲国」留日学生のうち、工学関係の学科や理学関係の物理・化学・数学・地質・鉱物学科、農学関係の繊維化学・農芸化学・製糸科、薬学関係の学科を対象に卒業を待たず帰国させ、「満洲国」で「総合実習訓練」を受けさせるよう各学校に指示した。「実習訓練」にあたっては、東京工業大学、仙台工業専門学校、桐生工業専門学校、熊本工業専門学校などから教職員を派遣して教授訓練の指導にあたらせることとし、留日学生と教職員の一行は6月12日に下関から出発することになった⁽²⁴⁾。「満洲国」に帰国した鉱工系の留日学生は、7月5日から8月31日までの予定で奉天省当局の計画に従い、撫順や営口で農地造成にあたっている⁽²⁵⁾。そして、「満洲国」留日学生は一部の理科系学生を除き、6月15日付で留学停止・帰国勤労奉仕を命ぜられた。ただ、帰国

後も当局から明確な指示が無かったために不安を感じていた学生も多く、「満洲国」駐日大使館と留日学生輔導協会は10月2日、新京の文教部正門前で卒業式を開催したようだ⁽²⁶⁾。「満洲国」では「実習訓練」の名目で留日学生が動員され、さらには留学停止が命ぜられ、早々に日本からの帰還が進められつつあった。

Ⅱ 留日学生「集合教育」の実施

1944年も後半になると、マリアナ諸島からの米軍機による本土空襲は激化し、11月下旬には東京も被害を受けるようになった。大都市から農山村への日本人学童の集団疎開はすでに7月から始まっていた。そのような状況のなかで1944年12月29日、日本政府は「留日学生教育非常措置要綱」⁽²⁷⁾を閣議決定し、留日学生の疎開を打出した。その方針は「決戦非常措置要綱に基く学徒勤労働員の徹底強化に伴い、留日学生の学業継続困難となる現状を打開し、緊急事態の発生にも備うる為め、非常措置として能う限り地方に集合せしむる方途を講じ、以て決戦下留日学生に対する教育指導の万全を期し、留学の目的を達成せしめんとす」とされた。実施にあたっては、「大学高等専門学校（教員養成諸学校を含む）に於ける同一種類の学校の留日学生は、官公私立学校を通じ、之を国別（満洲国、中華民国、南方諸地域等）に一乃至数校に於て集合教育を行うを以て原則」とする、国別・専門別の集合教育が提示された。ちなみに、この要綱には「疎開」の文字が見られない。確かに、学童疎開が大都市の学童を対象としたのとは異なり、「集合教育」の決定は日本国内すべての留日学生を対象に行なうものであった。だが、この要綱には「地方に集合せしむ」という表現があり、各学校や輔導団体がこの要綱を「疎開」と理解して実施したことから、留日学生の「集合教育」とは実質的な「疎開」であった。留学生在が動揺しないよう、「疎開」の表現を避けたとも考えられる。

閣議決定された「留日学生教育非常措置要綱」を文部省が各学校に通牒したのは、それから1カ月も経った1945年2月3日のことである。後述する日華協会の成立を待っていたものと思われる。続いて2月7日、文部省は「留日学生非常措置実施要領」を決定して、留学生在疎開の具体的方法を明らかにし、出身地別に疎開先を指定した。実施にあたっては留学生在に対して十分その趣旨を徹底するよう付言して、各学校へ通達した⁽²⁸⁾。その要点は次のとおりである。

(1) 留日学生を在学各校より指定学校に集合させる。

①在学学校長は試験を繰り上げて実施した後、該当学生を2月末日までに指定学校へ転学させる。②指定学校長は3月1日から転学生に適応する学科の授業を開始できる

よう準備する。

(2) 最高学年（専門学校を除く）は特別に処理する。

①大学第3学年は3月末日までに試験を完了し、仮卒業として直ちに帰国させる。9月末日までに大東亜省出先機関を通して卒業証書を付与する。「満洲国」籍留学生で卒業予定者は9月末日まで本国で勤労働員に出勤させ、その成績によって卒業を扱う。

②高等学校、大学予科第2学年、附属予科生徒は3月卒業の上、措定の学校へ進学させる。

(3) 専門学校については次のとおり処理する。

①各大学専門部の政治科、法律科、経済科は経済専門学校に集合させる。②工業専門学校の電気通信は電気へ、電気化学は化学工業へ、建築は土木へ、製菓工業は薬学へ、農林専門学校の園芸学は農学へなど少人数の学科は転科転学させる。

(4) 特殊な事情があるものについては別途考慮する。

(5) 留日学生教育の特殊性に鑑み、学科の講義と訓育の指導とに間然する所なきよう期す。

「注意事項」

①予算の関係上、転校を3月1日付とするが、学生の移動は実情に即して施行する。

②医学関係学校の在學生については、今回の措置を適用しない。③南方地域の留学生に関しては、4月から実施の予定である。

留日学生の集合教育とあわせて最高学年の仮卒業・帰国も決定された。また、専門学校生の処理にもあるように、転学先の指定校は必ずしも留学生の専攻学科が考慮された訳でもない。そもそも日本国内の学校はすでに「授業停止」状態だった。留学生教育に「間然する所なき」との文言は、空言に近かった。3月末には東京で留日学生総合入学試験が実施され、4月に大学入学予定の留日学生が統一試験を受験したが、指定校に入学させるための形式的な試験にすぎなかった⁽²⁹⁾。

一方、留日学生とは言えば、日本政府が「集合教育」を決定する以前から、すでに戦禍を避けて帰国を始めていた。日華学会では1944年4月から1945年3月までに帰国した学費補給留学生は170名。日華学会が彼らの「留学生帰国証明書」に記入した彼らの帰国理由は、卒業・就職62名、家族の病気37名、休学・省親18名、経済的理由13名、自己の病気11名、疎開10名、実習7名、受験（軍官学校）4名、家族の死亡3名、結婚3名、受験失敗2名であった。これについて日華学会は、帰国の「手続きをせざる者もあり」、卒業・就職には上級学校に進学したばかりの学生も含まれるため、本当の理由は「疎開と見るべきもの当然最大多数」と見ていた。なかには、「集合教育」による私立大学生との共学を好まずに

帰国した留学生もいたという。日華学会が学費補給する「中華民国」留日学生は、1945年3月末には50数名にまで減少していた⁽³⁰⁾。

ここで、留学生補導団体の統合についても触れておきたい。日本政府は1943年末あたりから日中間の文化事業にかかわる諸団体の一元的統合について研究審議を積み重ねていた。1943年10月の「日華同盟条約」に即して日中両国の「善隣友好」のため、「群小団体乱立」の「対支文化事業」を改善する目的であった。1944年12月23日になってようやく「日華協会設立要綱」が定められた。その事業内容は、①日中間の「国民的親善提携」に関する事項、②「中華民国」留日学生の補導、③日中間の文化交流に関する事項、④国内関係諸団体事業の連絡調整、および「中華民国」側関係諸団体との連絡などとすることに決定した。協会の運用にあたって、「日華協会は政府と表裏一体の関係において対支文化交流及国民親善並に留学生補導事業の一元的総合連絡機関として」役割を果たすこととされた⁽³¹⁾。1944年12月26日、大東亜省は総補第986号大東亜次官通牒をもって「日華協会」の設立と、補導団体を整理統合してこれに合流させることを関係機関に通知した。1945年1月8日、設立準備委員会が開かれた。委員会には竹内新平（大東亜省次官）、津田静枝（大東亜学寮）、菊池豊三郎（大東亜留日学生会理事長）、堂ノ脇光雄（東方民族協会理事長）、笹森順造（補導臨時総本部）、杉栄三郎（日華学会）、坂西利八郎（東亜振興会）、服部繁子（東洋婦人教育会）、大島豊（善隣協会理事長）らが名を連ねた。1944年4月に設置された中華民国留日学生補導臨時総本部の発起人と重なる人物が多い。日華協会は、「対支文化事業」の諸団体をまとめた「中枢的機関」となる予定であったが、臨時総本部の機能を強化するだけに終わった。設立準備委員会で設立が可決されると、設立代表者に推挙された津田静枝が1月30日、政府に設立を申請した。計画発表から1カ月あまりで申請まで急いだ理由には、年度末を控えて予算折衝の関係もあった⁽³²⁾。

2月15日、大東亜省と文部省の認可を得て日華協会が成立した。会長には近衛文麿（4月30日大東亜省認可）、副会長には細川護立（8月25日認可）、理事長には坪上貞二が選ばれ、①日中国民親善、②日中文化交流、③留日中国学生の補導育成の3つを事業に掲げた。機構は総務局、補導局、文化局、審議室を以て構成し、別に日華学院を設置して日華学会の東亜学校と成城学校の留学生部を統合継承することとした⁽³³⁾。これによって既存の中華民国留日学生補導団体は日華協会に統合されることとなり、中華民国留日学生補導総本部、日華学会、東亜振興会、大東亜学寮、東方民族協会、大東亜留日学生会、東洋婦人教育会の6団体は3月31日に解散した。それに対して、「蒙疆政権」の留日学生補導にかかわる善隣協会は、「特殊の使命を有し、政府の代行機関として継続」することが適当だと判断されて結局、統合されず、日華協会とは緊密に連絡協調することにとどめた。また、「中

華民国」側の出先機関のうち華北政務委員会の駐日弁理留学事務専員弁事処を除き、河北省留日学生監督員弁事処と中日文化協会広州分会東京弁事処も日華協会に吸収された⁽³⁴⁾。諸団体が所有していた学生寮も引継いだ。このとき日華協会が諸団体から引継いだ学寮は、大東亜学寮（玉川）、東亜学寮（神田）、平和寮（麴町）である。

日華協会が成立した1945年2月15日の日華協会設立準備委員会で、中華民国留日学生輔導臨時総本部は、大東亜会館で日華協会設立準備委員会を開催した。留学生輔導団体の各代表と留日学生の集合教育に関する地方準備について協議し⁽³⁵⁾、地方への疎開が、いよいよ実施されることになった。日華協会は万一の場合に備えて、山梨県岡部村に農家2棟を借り入れ、これを大和寮と名付けて緊急避難所とした。埼玉県秩父の金剛院や大通院とも使用契約を結んだ。また、地方で学寮の新設にも着手し、4月30日には京都光華寮、5月1日には札幌、岩手、鳥取、そのほか高松、山口、広島、秋田、千葉稲毛にも学生寮を開設した⁽³⁶⁾。

このあいだにも米軍機による東京空襲はますます激しくなっていた。1945年3月10日の東京大空襲では、焼夷弾による爆撃で下町一帯は一夜にして焼け野原になり、約10万人が焼死した。その後も4月、5月と爆撃が続いた。日華協会の関連施設も被災を免れず、4月10日には新丸子学寮、4月14日には赤城学寮（牛込区赤城下町）、巢鴨学寮（豊島区西巢鴨）、東亜学寮（神田区神保町）、5月25日には白山学寮（小石川区白山御殿町）、東亜学校高等科（中野区高根町）が焼失した。5月24日に予定されていた日華協会の発会式も、会場の帝国ホテルが被災したため、7月まで延期される状況であった。

日華協会は日華学院高等部の校舎と寄宿寮が全焼したことから、在学生全員をかねてから契約していた秩父の金剛院に収容して授業を継続した。やがて東京工業大学と第一高等学校も危険と判断され、東工大特設予科の留学生は秩父の大通院に、一高特設高等科の留学生は山形県に疎開させ、移動の経費も日華協会が補助した。中華民国の学生は京都帝国大学、鳥取農林専門学校、高松経済専門学校への疎開を開始した。日華協会は留日学生132名に総額1万4600円の移転旅費を支給して疎開を進めた。なお、警視庁外事課は1945年4月16日、都内の外国人立ち入り禁止区域への中国人留学生の出入り取り締まりを強化する旨を日華協会に通知している⁽³⁷⁾。地方への集合教育の背景には、留日学生に対する警戒があった。

空襲の被害を受けたのは日華学会だけではない。「蒙疆政権」から派遣された留学生は、善隣協会が監督や指導、予備教育にあっていた。留学生たちは東京西大久保の善隣協会に併設された善隣学寮で寄宿生活を行ないながら、半年から1年間ほど日本語教育を受けた後、大学・高等学校に進学していた。その善隣協会本部と付設の善隣協会外事専門学校、

善隣学寮が1945年4月14日の空襲によって焼失してしまう。だが、東京の善隣協会が爆撃を受けていたとき、そこに「蒙疆政権」留学生はいなかった。留学生たちは1944年8月、静岡県駿東郡富岡村（現在の裾野市）にあった臨済宗系の禅道場「不二般若道場」で夏期合宿を行っていた。ところが戦局の悪化とやがて始まる東京の空襲により、夏期休暇を終えても留学生は東京の善隣学寮に帰ることが出来ず、年が明けても不二般若道場に残っていた。「集合教育」決定を受けて1945年4月、「蒙疆政権」は日本国内の留学生を盛岡に移し、盛岡農林専門学校や岩手師範学校で「集合教育」を行なうことになり、東京、札幌などから疎開してきた留学生たちは、盛岡市郊外の高松池畔にあった「茶屋」を寮とした⁽³⁸⁾。静岡の道場に残っていた留学生たちも、ついに東京へ戻ることなく、そのまま盛岡の専門学校に疎開することになった。

他方、「満洲国」はすでに見てきたように留学生の帰国を積極的にすすめていた。1944年6月、「満洲国」は派遣留学生のうち2年生を仮卒業、1年生を休学させることに決定、学生の多くが帰国した。また、日本に残った「満洲国」留日学生は、「集合教育」の発表後地方への疎開を始めた。「満洲国」の留学生は京都、仙台、盛岡に集められた。京都帝国大学には医学系留学生が集められた。東北帝国大学には1945年4月から5月にかけて、60名の留学生が転入した。その内訳は法文学部36名、工学部12名、理学部2名、医学部10名である⁽³⁹⁾。また、1945年4月、「満洲国」留学生30名余りが盛岡へ疎開した。これを受けて岩手県知事は盛岡市内にある報恩寺の一部を「満洲国」留学生の寮にすることを決定、報恩寮と名付けた。さらに盛岡在住の篤志家、大光寺毅夫が自宅の提供を申し入れ、これを仁王寮とした。5月2日には開寮式が行なわれ、「満洲国」留学生のうち盛岡工業専門学校の学生が報恩寮、盛岡農専の学生が仁王寮に入寮した⁽⁴⁰⁾。ちなみに、東南アジア各地（タイ、マライ、フィリピンなど）から招致した留学生、いわゆる南方特別留学生は京都帝大、福岡高校、徳島工業専門学校に疎開した。こうして大都市から一部を除いて留学生の姿が消えた。

とはいえ、地方に疎開して、留日学生の安全が確保された訳でもなかった。1945年7月4日未明、高松上空にB29爆撃機116機が飛来、100分以上にわたって焼夷弾爆撃をうけ、市街地の約8割が焦土となった。この高松空襲で市内にあった高松経済専門学校も焼失した。幸い、同校で集合教育を受けていた「中華民国」留学生に被害は無かったが、授業の継続は困難なため、全留学生を山口経済専門学校に転学させた⁽⁴¹⁾。さらに8月6日、B29が投下した原子爆弾によって広島は街は灰燼に帰した。爆心地から僅か1.5キロメートルの広島文理科大学と広島高等師範学校の校舎や寄宿舎なども一瞬のうちに倒壊、その後の火災ですべてを焼失した。このとき広島高師には南方特別留学生が9名在籍していたが、

郊外の病院に入院中であった1名を除いて8名が被爆、うち2名が亡くなった⁽⁴²⁾。中国人留学生も広島文理大と広島高師に在籍していたはずだが、被爆時の学生数、氏名、状況など判然としない⁽⁴³⁾。日華協会の記録は、原爆投下で広島高師の「中華民国」留学生1名が死亡、2名が負傷したと伝える。日華協会は職員を広島へ急派して負傷者を保護、東京に連れ帰って治療した。9月12日、留学生の疎開した各地で原爆によって亡くなった留学生の慰霊祭が執り行なわれた⁽⁴⁴⁾。

Ⅲ 日本敗戦直後の留日学生政策

1945年8月14日、ポツダム宣言の受諾を決めた日本政府は、その決定を連合国に伝えた。翌15日正午、天皇の「玉音放送」を通じて日本国民は敗戦を知った。日本各地に疎開していた中国人留学生たちも、それぞれの場所で日本の降伏を知った。盛岡に疎開していた「蒙疆政権」の留日学生は、当日の様子を次のように語っている。

8月15日も、盛岡の街で食べ物を探していました。ところが12時ごろになると、街に日本人の姿が見えなくなりました。おかしいな、と思いながら怪訝な様子で寮に帰ったんですよ。そしたら、日本が負けた、と。日本人は沈んでいたので申し訳ないと思いましたが、寮のみんなで大騒ぎしましたよ。やっと戦争が終わった、と喜んだんですよ⁽⁴⁵⁾。

また、京都の光華寮に寄宿していた中国人留学生は、8月15日の様子を次のように記している。

戦争の終わったその日、私はパニックを恐れ、北白川の、とある家に身を寄せ、ヒソッと過ごした。関東大震災の暴徒の虐殺事件、外地の日本兵の振舞、警察、憲兵、特高の連想に怯えたのであった。寮の連中も表には出なかったようだ。目にとめた街に歩く一人の女性が、モンペでなくスカートだったのをみて、どういうわけか気がぬけるような安堵を感じた。戦争は本当に終わったのだろうか、ここには日本官憲の姿もなく緊張した空気はなかった⁽⁴⁶⁾。

留学生たちの胸に湧き上がってきた感情は、本土決戦の緊張から突然、解かれたことによる虚脱感や喜びであった。

敗戦直後、日本政府の留学生に対する政策決定は早かった。1945年8月18日、大東亜省は「留日学生ニ関スル措置」を定め、留日学生対策の基本方針を提示した。その方針に、「今後も終始道義的に之を取扱い、為し得る限り留学の目的を達成せしむ」とあるように、それまでの政策の継承が目指された。その実施要領は、以下のとおりであった。

- (1) 留日学生に対しては、目下実施中の集合教育の現態勢に依り教育及補導を継続す
- (2) 学資杜絶せる留日学生は不取敢、大東亜省又は補導団体の給費生と為し、其の生活を保護し、勉学を継続せしむ
- (3) 今後帰国可能の情勢となりたるときは、本人の希望に依り臨時帰国せしむ……既に学校を卒業したる者にして帰国を希望せざる者に対しては、内地に於て就職を斡旋す
- (4) 各地域（南方、中華、満洲、蒙疆）の代表補導団体は、今後も之を存続し、其の運営を一層強化せしむ
- (5) 以上措置を実施する為、必要と認めたる補導団体に対しては、此の際、本年度分補助金を前渡す⁽⁴⁷⁾。

この後、大東亜省は1945年8月26日をもって廃止され、アジアからの留日学生はふたたび外務省の管轄するところとなる。

敗戦前後の日本政府は、在日朝鮮人や台湾人、そして外国人の動向に特別注意をはらっていた。彼らを監視していた警察当局の記録によって、留学生の状況がある程度うかがえる。内務省警保局保安課は各地の警察部長に宛てた8月19日付電文で、在留外国人名簿を提出するよう指示した。これを受けて鳥取県警察部長は、県下に「中華民国」留学生17名、「中華民国人」19名（6世帯）、ドイツ人1名、ドイツ系無国籍者1名の計38名がいることを報告している⁽⁴⁸⁾。このうち17名の「中華民国」留学生は、鳥取農林専門学校で「集合教育」を受けていた農科系の中国人留学生であった。彼ら鳥取農専の留学生について、「戦争終結当時は相当大なる衝動を受けたる模様なりしが漸次平静に収り、本国の変動も誰が政権を握っても結局、根本に於ては何等異なる処なし、として返国希望を願出る者無く、比較的冷静にして平常通り通学中にて特異事項なく」⁽⁴⁹⁾と報告している。また、9月6日付の報告も、「戦争中より寧ろ静粛にして登校卒に於ても八〇%以上の成績を取め居る状況なり」と留学生たちが平静を保っていたことを伝える。「留日学生ニ関スル措置」の指示もあってか、留学生の生活環境が8月15日をもって大きく変わることはなかったようだ。しかし、中国人留学生に対する市民の感情については変化がうかがえ、「戦争中ならば日支提携の必要もあるが終了後の今日、如何なる意味に於て留学生を待遇するものなるや、又戦争に於ても別に効果はなかった様に思う。現在に於ては直ちに追放すべきが至当なり

表1 各地域留日学生大学・学校別数 (1945年9月20日現在)

	「中華民国」	「満洲国」	「蒙疆政権」	ビルマ	フィリピン	タイ	マライ／スマトラ／北ボルネオ	ジャワ	南ボルネオ／セラム／セレベス	仏印
北海道帝国大学	8		2						1	
北海道帝国大学農学部附属土木専門部										
函館水産専門学校		20			1	1				
東北帝国大学	a	1	2							
東北帝国大学(在千葉)		3	1							
東北帝国大学臨時附属医学専門部		2								
山形高等学校	1									
弘前高等学校										
仙台工業専門学校										
秋田鉱山専門学校	9	6	2	1		3		1		
盛岡工業専門学校			20							
盛岡農林専門学校			8							
岩手師範学校										
東京帝国大学		1								
盛岡		1								
東北帝国大学		2								
盛岡工業専門学校		1								
神戸工業専門学校		8								
中等学校										
東京帝国大学	9	2								
東京工業大学	7	1								
東京工業大学附属予備部	9 ^b									
東京文理科大学	1									
慶應義塾大学	8	1	1							
明治大学女子部	1									
日本大学		1								
東京慈恵会医科大学	2									
第一高等学校	36 ^c									
東京外事専門学校										
東京音楽学校	1									
昭和医学専門学校	1									
日本女子大学校	2 ^d									
東京女子医学専門学校	3									
帝国女子医学専門学校	2									
帝国女子理学専門学校	1									
日華学院高等部	20 ^e				8	8	4	7	5	
国際学友会柏木寮					14			14		
国際学友会陸士生										
国際学友会日黒女子寮										2

として冷遇的態度を持しつつあり」⁽⁵⁰⁾と述べている。大日本帝国の崩壊と国民生活の困窮化のなかで、政府の政策や留学生に対する反感をもつ者があらわれていることに注意したい。

日本外務省は1945年9月20日、日本に滞在する留学生数と彼らの帰国意志を調査して「留日学生現存員数」⁽⁵¹⁾にまとめている(表1)。「中華民国(汪精衛政権)」の学生は京都、鳥取を中心に290名が滞在し、その半数以上が可能ならば帰国の見込みと伝えていた。「満洲国」派遣留学生は83名、その内訳は京都に20名、盛岡に13名、東北帝大に20名で朝鮮系の5、6名を除いては帰国を希望していた。また、「蒙疆政権」の留学生は盛岡などに49名。うち残留希望は2名、待遇次第とする者3、4名、その他は帰国を希望していた。大陸出身の留日学生をあわせて422名となる。ちなみに、東南アジア各地域からの留学生は合計213名、ビルマ学生は9月下旬に帰国予定、フィリピン学生も10・11月に帰国予定、マライ・ボルネオの学生は10月中・下旬に帰国の予定で留学継続の希望者はわずかに約20名であった。こうしてみると、日本敗戦から1カ月ほど経って、中国大陸出身の留日学生の多くが帰国を希望していたことが確認できる。敗戦直後は日本留学の継続を望んでいた留学生が、帰国希望に転じた原因は明らかでないが、一つには次に述べるように生活苦もあったのではないかと推定される。

留学生の生活を支援していた傀儡政権はすでに崩壊し、中国からの送金も杜絶していた。留学生を日本で監督していた傀儡政権の駐日外交官たちは戦争末期、多くが東京を離れ、疎開していた箱根や軽井沢などで日本敗戦を迎えた。1945年秋以降、GHQ(連合軍最高司令官総司令部)は汪精衛政権の駐日大使館員や教育部駐日学務専員などの身柄を拘束した⁽⁵²⁾。留学生と彼らを派遣した傀儡政権との関係は完全に途切れてしまった。そのため、留学生の監督は日本政府と各補導団体に委ねられた。留学生の困窮に対して日華協会は、公費留学生・私費留学生を問わず、大学在学者に月額200円、専門学校在学者に月額180円の学資貸与を9月から実施した。ところが、敗戦直後からはじまるインフレのため、学資貸与だけでは「到底学生の生活を維持すること能わざる」状況となり、年末には歳暮名義で留学生1人あたり100円を支給した。さらに、外務省の通知もあって1946年1月からは学資貸与額を500円に増額している⁽⁵³⁾。このほか、日華協会は1945年9月に山梨、秩父、山形、盛岡など疎開先の施設を相次いで閉鎖し⁽⁵⁴⁾、何とか以前の留学生教育に戻そうとしていたことがうかがえる。

他の留学生補導団体はどうか。空襲で施設を失った善隣協会は1945年10月13日に「昭和式拾年度下半期事業企画書」⁽⁵⁵⁾と題する再建計画を策定して外務省に提出した。そのなかで善隣協会は日本敗戦後の外国研究について、次のように述べている。やや長くなるが、

以下に引用しておく。「新日本建設のため聊か寄与する所あらんとす、即ち善隣文化研究所を新設し世界各国の政治・経済・文化及び科学等に就き真摯なる研究調査をなし、その成果を協会本部に新設する文化部をして発表普及せしめ、同胞に世界に対する正しき認識を与え、世界の進運に遅れざらしめんとす……右に伴い従来の蒙古研究所並に回教圏研究所は之を昭和二十年上半期末を以て解散せしむることとせり……次に善隣外事専門学校に新に英語科、仏蘭西語科、独乙語科、西班牙語科の四科を設置し、善隣友好の精神に基き世界の文化の進歩に貢献するに必要な諸外国語並に學術を授け、以て国際親善のため活躍する教養ある人材を育成することとせり」と。日本軍の内モンゴル侵略と歩調を合わせて内陸アジアでの文教活動と調査研究を担ってきた善隣協会であったが、日本敗戦と内モンゴル占領地の喪失に直面してあっさりと内陸アジア研究を放棄し、欧米研究に切り替えて生き残りをはかろうとしたのであった。とは言え、内モンゴル地域からの留学生については、「当協会補導下にある滞邦留学生（中華民国「蒙疆」地区出身）は五十名あり、これが全員帰国に至る迄の間飽迄周到なる補導監督に任ずるは本協会の責務にして亦国際信義に應えるの道なりと確信するものなり」と述べる。

また、満洲国留日学生輔導協会は「満洲国」から派遣された留学生を監督指導する目的で1935年9月に設立された満洲国留日学生会館を前身とし、全国10カ所で学生寮を運営していた。1944年3月7日には寄付行為にかんする規約が一部改正され、東京小石川の学生寮を特に「満洲国留日学生会館」と呼ぶようになり、これと団体としての学生会館が混同されやすいために1944年3月7日に「財団法人満洲国留日学生会輔導協会」と改称したものである。その輔導協会は1945年11月10日、理事会を開き、「終戦により事業目的の遂行が不可能」を理由に同日付での解散を決定、12月22日、外務省も解散を許可した⁽⁵⁶⁾。これより先、GHQは1945年10月31日付SCAPIN-216で同仁会の解散を命じていた。同仁会は中国・朝鮮での病院開設や医師派遣、中国人医薬学生の留学を支援していた団体である。輔導協会と外務省は、同仁会がGHQによって解散させられたことを意識して、最終的に輔導協会の解散を決めたのではないだろうか。なお、1946年1月15日に解散を登記して精算を開始したのであったが、1948年2月16日になってGHQの覚書が提出され、精算を停止して財産管理は日本外務省に移されることになった⁽⁵⁷⁾。以後、輔導協会の財産権問題をめぐって日本政府と中国政府とのあいだで紛糾するのであった。

日華協会も1945年12月17日、第三回理事会を開催して同会の解散を決定し、12月22日、外務・文部両大臣に協会の解散認可を申請した。1946年1月31日、日華協会は解散した⁽⁵⁸⁾。そして、再生を図ろうとした善隣協会も資金のメドも立たず、結局は12月27日に開かれた理事会の決議に基づき、「自発的に」解散を満場威儀無く決定するほかなかった⁽⁵⁹⁾。

このように留学生補導団体が戦後相次いで解散したのに対して、戦後も存続したのが国際学友会であった。国際学友会は1935年12月、外務省の全額補助団体として創立され、1936年2月に西大久保で国際学友会館を設立している。「学生に依る国際間文化の交換及び本邦留学外国人学生の保護善導を図り以て国際親善を増進するを目的」として、学生の交換・招致・派遣や外国人留学生の勉学上の斡旋をした。第二次大戦以前はイタリア、ポーランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、タイ、仏領インドシナなどとのあいだに学生交換も行ない、広く海外との学生交換、留学生補導にあたっていたようだ。ところが第二次大戦の勃発となって1943年2月からは大東亜省の南方特別留学生事業にかかわる留学生の補導に活動が限定されることとなった。国際学友会館にはマライ・スマトラ班、比島班、比島警官隊、ビルマ班、ジャワ班、ボルネオ・セレベス班、タイ班などが設置され、2年間で計205名の南方留学生を受け入れた⁽⁶⁰⁾。日本敗戦後はGHQから問題視されることもなかったようで存続できた。その国際学友会に、先に見たように戦後相次いで解散した満・蒙・中国留日学生補導団体の事務と留学生補導が移譲されたのは、1946年2月1日のことであった。これによって旧「大東亜共栄圏」の留学生事業がすべて国際学友会館に統合集約されたことになる。補導する留学生は「中華民国」329名、「満洲」87名、「蒙疆」41名、南方107名の計564名にもなった。また、引き継いだ全国の学生寮も列挙すれば、「南方寮」と呼ばれたものに柏木寮（新宿区）、鎌倉寮、鶴巻寮、京都寮（北白川葛町）、「中国寮」（旧「満洲国」「蒙疆政権」を含む）に光華寮、吉田学寮（以上京都市）、稲毛学寮（千葉市）、鳥取日華学寮、興亜学寮（神戸市）、秋田学寮、札幌学寮、金沢学寮、新潟学寮、山口学寮、一徳寮（京都市）、広島寮、志学寮（仙台市）、中江寮（仙台市）、山形寮、興蒙学寮（盛岡市）、盛華寮（盛岡市）、麴町学寮、玉川学寮、文虎社、神田学寮、後楽寮（以上都内）という大規模なものであった⁽⁶¹⁾。

IV 留日学生の帰還

ここからは留日学生の帰還について見ておこう。戦後日本の在日外国人問題は第一に朝鮮人、第二に中国人であった。日本敗戦を解放と受けとった在日朝鮮人が祖国へ帰ろうと下関や博多などの港に殺到するなか、日本政府は何ら対応策をとらず、小船を借りたり購入したりして自力で帰国する者が続出したという。政府ルートでの朝鮮への帰還は9月中旬からようやく始まったが、100万人前後の朝鮮人が帰国しようと各港に集中しているなかで輸送能力も間に合わず、日本政府とアメリカ占領軍の対応策は後手にまわっていた⁽⁶²⁾。それに対して、中国人に対する日本政府の政策決定は、対朝鮮人政策に比べれば

極めて早く、8月17日には帰国方針を打出して戦時中に強制的に連行してきた中国人労働者の送還を急いでいた。その理由は第一に、中国人は「戦勝国民」であり、この問題で連合国軍や中国政府から批判や要求を受けないためであった。第二に、治安対策の観点からであり、苛酷な労働に耐えかねた中国人労働者による紛争が鉱山、港湾など全国の事業場で起こっていた⁽⁶³⁾。中国人労働者の送還は、10月上旬あたりから進められた。

一方、中華民国国民政府の在日中国人に対する関心はどうかといえ、すでに9月下旬には、蒋介石が日本に抑留されている「莫大な数の中国人俘虜」に関心を持ち、彼らに関する措置と情報収集をGHQに要請したと、日本の新聞紙上で報じられている⁽⁶⁴⁾。中国人の俘虜と労働者あわせて3万人が、中国政府の保護を日本で待っていると中国国内に伝えられていた⁽⁶⁵⁾。中国政府は中国人労働者らの帰還を必ずしも急いでいた訳ではなかったが⁽⁶⁶⁾、早期送還を望む日本政府の積極的な働きかけが作用してのことだろう、中国政府は中国人俘虜・労働者を保護するため、代表団を日本に派遣している。1945年10月27日、東京に到着した李華英の率いる代表団6名の日本滞在予定は2カ月、そのあいだに3万人を帰国させる方針でGHQと連絡をとりつつ任にあたった⁽⁶⁷⁾。

9月から11月にかけて北海道や常磐などの炭鉱では、中国人・朝鮮人労働者の蜂起が続発していた。こうした蜂起をGHQは日本占領の円滑化・成功にとって阻害要因として鎮圧すると同時に、11月1日にSCAPIN-224「日本からの非日本人の送還」、さらに11月17日にSCAPIN-295を発し、「本州北部および北海道にいる中国人および朝鮮人炭鉱労働者」の送還を例外的に最優先するものとした⁽⁶⁸⁾。実際のところ、中国人労働者は1945年12月末までに米軍の上陸用舟艇(LST)による送還者が1万9686人、日本船による者が1万0924人、合計3万0610人であり、1945年末までに中国人労働者のほとんどが帰国している⁽⁶⁹⁾。

このようにGHQが重視していたのは、中国人・朝鮮人労働者の送還であり、中国政府の関心も中国人労働者に向いていた。そのようななか日本政府は1945年10月22日、「留日学生帰国ニ関スル件」⁽⁷⁰⁾を定めた。すなわち、「留学を継続せしむること全く困難なる事情愈々顕著なるものあるに鑑み其の帰国を促進する方途を積極的に講ずること」を方針に掲げ、その実施要領には、①「終戦連絡中央事務局を通し連合国最高司令部に対し留日学生の現数及分布状況等を報告し留日学生帰国に対する本国側の意嚮を確認せる」、②「留日学生の帰国に要する経費(旅費、食費、小遣銭等)に付ては補導団体又は官より支弁」、③「本国の事情又は止むを得ざる事由に依り帰国すること不可能なる者並本人の希望、成績素行及本国側の態度等に照し引続き留学を継続せしむるを可と認むる者に対しては補導団体又は官より給費をなし其の生活を保護し勉学を継続せしむ」として8月18日に大東重

省が策定した留学生教育継続の方針を転換し、積極的に帰国させることを目指した。

留学生送還に方針転換した理由を外務省は、次のように説明する。すなわち、日本国内の生活必需品、とくに食糧事情の逼迫があり、留日学生に対する特別配給にも影響が出る可能性もあるなかで、留学生の「不安焦慮は漸次増大しつつある」こと。また、大学の実態を見ても、留日学生に対する授業は困難に任せて放擲する傾向が見られ、戦災した学校から代替校への転入学も実施されず、結果として留学生教育は低下し、改善も困難であること。留日学生のほとんどが帰国を希望し、すでに英領出身学生は英軍当局が引き取り、帰国させつつあるなか、その他の学生も海外交通の遮断と本国側の処遇に対する不安などから当初、事態の推移を観望していたが、最近では帰国に積極的になっていること。留日学生の大半は日本が招致したもので、学生に対する日本の処遇は「国際信義」を尊重するバロメーターであり、在留邦人に対する連合側への待遇にも影響を与えるものであること。留学生のなかには、「日本を軽んずる風潮漸く強からん」状況や「自国が戦勝国たる地位を獲得したことに思い上がれる者すら見受けられ」、生活必需品の不足や学校当局の授業不熱心に対する不平不満が増大表面化する傾向があること⁽⁷¹⁾。以上の判断から外務省は留学生を帰国させることに方針転換したのであった。

中国人留日学生を帰国させる方針に転換した外務省は、「中華民国留日学生帰国斡旋要領」を決定した⁽⁷²⁾。これは、帰国を希望する留学生を「円滑」に送還するため、官庁・機関ごとに担当業務を定めたものである。その手順は、①日華協会が帰国希望者の望む帰国期間・上陸地ごとに名簿を作成して外務省に提出、②外務省が名簿に基づいて運輸省と連絡協議の上、帰国者の乗船を日華協会に指示、③指示を受けた日華協会は帰国者を乗船地まで「統制ある輸送」を行ない、④乗船地所管の地方長官が乗船までの宿泊地と船中の食料を手配するとした。帰国する留学生に対しては乗船地までの車中用に乾パンや缶詰を供給するだけでなく、1000円を限度に「帰国旅費」を給与することも規定している。この1000円を限度とする規定は、10月12日にGHQが出したSCAPIN-127「輸出入管理に関する追加指示」によって外地から引揚げた日本人（民間人）と日本から帰国する中国人・朝鮮人の円貨持ち込みを一律1000円とした規定にあわせたものと考えられる。

その後、外務省は「留日学生帰国斡旋要領」に基づく留学生の送還についてGHQの了解を得ようと交渉準備を進めていたことが外務省文書から分かる⁽⁷³⁾。「中華民国留日学生帰国斡旋二伴つ連絡交渉事項」と題する文書の作成時期は10月下旬から11月下旬あたりと思われるが、それには上海へ送還する留学生について「第一次輸送計画書」としてまとめ、GHQに提示して了解を求めるように記されている。ちなみに、添付資料に記載された上海向け年内帰国希望者は、わずかに9名（東京工大1名、九州帝大1名、国民高等学

校7名)、いずれも世田谷区玉川の大東亜学寮に寄宿する留学生であった。12月8日、日本政府はCLO-No. 972「明優丸による中国人労働者および学生の送還許可の要求に関する件」をGHQに提出した。このなかで、中国人労働者524名と東京・千葉の中国人留学生54名あわせて578名を、近く鹿児島を出航する明優丸で上海へ送還することに許可を求めた⁽⁷⁴⁾。これに対してGHQは12月10日、SCAPIN-416を発し、労働者と学生の送還を許可している⁽⁷⁵⁾。

こうして留学生の中国への帰還が実施されることになった。外務省の指示を受けた日華協会が「留日学生帰国斡旋要領」を管理下の各学寮に通知したのは、12月22日のことである⁽⁷⁶⁾。帰国を希望する中国人留学生に対し、日華協会は旅費の支給のほか、乗車・乗船についても関係当局と連絡して出来る限り便宜を供与することにしたという。ところが、帰還希望者は「意外と少なく」、実際に帰国した者はわずか十数名だったと報告している⁽⁷⁷⁾。日本政府の帰還政策に反し、帰国を望む留学生は多くなかったようだ。

同じころ、中国人留学生は組織化を進めていた。地方に疎開していた留学生は徐々に東京に戻りつつあり、大陸出身留学生と台湾出身学生はそれぞれ中華民国留日学生東京同学会(1945年12月16日)と台湾学生聯盟(12月1日)を相前後して発足させていた。ほどなく両組織合併の気運が盛り上がり、1946年1月下旬に留日学生同学総会準備会を開き、全国を統括する中華民国留日同学総会(主席博定、副主席羅預龍)を4月22日に成立させた⁽⁷⁸⁾。このことは、中国人留学生たちが留学継続の意志を固めていたことを意味している。

では、留日学生をめぐる中国政府の対応はどうだったのか。これについては、中国人労働者への対応に比べ、中国側の動きは華僑対策も含めて鈍かったと言わねばならない。降伏後の日本に国民政府が派遣した官員は、1945年9月2日に戦艦ミズーリ号での降伏文書調印式に参加した中国代表のひとり王之陸軍少将がその後も日本に残ってGHQとの連絡官として常駐していたほかは、先述の中国人労働者を帰還させるための代表団や、日本が略奪した中国美術品を回収するための代表団ぐらいで、留日学生や華僑を対象とした機構や政策はいまだ中国政府に整えられていなかった。冬を迎える日本で華僑の飢えが危惧されたが、王之連絡官がほぼ一人で毎日のように援助を求める数十人の華僑代表に囲まれ、その対応にも限界があった⁽⁷⁹⁾。

こうした状況のなかで1945年11月28日、国民政府教育部は留日学生の救済を求める北平市博愛医院長金子直の電文を受け取った。金院長は次のように述べている。留日学生は決して「寇軍」ではなく、たとえ自ら志願して留学したにせよ、その罪は死に値するほどのことではない。日本降伏後は連絡も途絶え、送金の方法もないため、衣食に困った留学生が次々と斃死することがあれば、人道的に許されないばかりか、「戦勝国の威信」も失っ

てしまうだろう。政府には人民を保護する責任があり、アメリカ当局と相談して救済策を講じるか帰国させるよう求める、と。金子直の要請は中国陸軍総司令何応欽からも教育部と外交部に伝えられ、審議と回答を求めている⁽⁸⁰⁾。ここに出てくる博愛医院長の金子直は、千葉医学専門学校に学び（1909-1914年）、留日帰国後は北京病院、南通医科大学教務長、国際連盟中国秘書、国民政府衛生部科長などに任じた。また、1930年前後には医薬系中国人留日学生の招致にも力を入れていた同仁会の機関誌に数本のレポートを投稿している⁽⁸¹⁾。自らも留日経験を有し、同仁会とも関係のあった金子直であればこそ、戦後も日本に残された留学生の状況に強い関心を持っていたと推察される。

金子直の要請を受けて教育部は12月15日、外交部に電文を送り、在日官員に命じて留日学生数を詳細に調査し、速やかにGHQと協議して早期帰国の策を講じるよう求めた⁽⁸²⁾。12月26日、外交部は近く官員を日本へ派遣して調査する予定であることを陸軍総司令部何応欽と教育部に伝えた⁽⁸³⁾。同日、軍事委員会軍令部が、留学生の処理は外交部が取扱うのが妥当であるとの判断を示した⁽⁸⁴⁾。ようやく中国政府も留日学生対策に着手した。

1946年2月上旬、中国政府外交部亜東司長の楊雲竹は、訪問先のアメリカから帰国の途上、東京に立ち寄り、中華民国留日同学総会の書簡を持ち帰った。教育部長朱家驊にあてた留日同学総会の上申書は次のようなものだった。

七七事変の勃発以来、われわれ青年で激昂憤慨しない者はいなかったし、倭寇を恨まない者はいなかった。……学生たちは動すれば学問知識技能の探求と実力の獲得に力を尽くし、静すれば昼夜思いめぐらして熟慮し、将来国家、民族、政府、社会に対し、身を守って民族の気概を競い、国基の堅固に力を合わせ、そして政府に命を捧げ社会に身をささげることを考えてきた。……抗戦中にぐずぐずして帰らなかったのは、帰ることを願わなかったのではない。いま勝手に帰らないというのは、一つに命令を待っているからであり、一つに急いで帰る勇気がないのである。実は皆の気持ちは同じで、帰心矢の如しなり。

留日学生が最も心配していたことは戦争中の傀儡政権との関係であり、そのために帰国を逡巡していたことを切々と語っている。

楊雲竹が日本から持ち帰った文書には、「中華民国留日学生調査統計表」⁽⁸⁵⁾が添付されていた。中華民国留日学生東京同学会が1946年2月4日付で編纂した同統計表には、籍貫統計、年齢統計、偽官公費生・僑胞子弟・男女別統計、科別統計などが記載されている。これによれば、留日学生の総数は397名（男367名、女30名）で、このなかには華僑子弟

41名、台湾出身者16名が含まれる。その内訳は大学程度141名、「高等程度」212名、「中等程度」25名、研究生14名、その他5名とある。先述の日本外務省が1945年9月に作成した統計では大陸出身の留学生総数は422名、ここから単純に今回の留学生総数を差し引けば25名、華僑子弟や台湾出身者を考慮してもわずかに数十名だけが、この時点までに帰国していたことになる。いずれにしても、中国人留学生の帰国が進んでいなかったことは、この統計結果からも見て取れよう。さらに注目すべきは、この統計表に記された帰国に関する留学生の希望である。速やかに帰国を望む者61名、卒業後の帰国を望む者298名、未定38名で、全体の15%しか当面の帰国を考えていなかった。日本国内の外国人を早急に出身地へ送りかえそうとする日本政府やGHQの政策と、留日学生の実態とのあいだでズレを生じていることが確認できるのである。

2月17日、GHQからSCAPIN-746「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書」が出された。これは、日本に居住するすべての朝鮮人、中国人らが3月18日までに登録すること、その際に出身地域への帰還希望の有無を登録すること、登録を怠る者や帰還登録しても日本政府の指示に従って帰還しない者は、日本政府の費用による帰還の特権を失うことを規定したものである。この指令はGHQの占領初期の在日外国人政策において、①旧植民地地域出身者を日本の支配から解放するという「初期基本指令」に見られる原則の具体化、②過剰な人口を可及的に減少させることによって極度の不足に悩む日本の食糧事情を緩和する、③「解放国民」や「戦勝国民」として日本の警察権力に対抗する構えを示している朝鮮人、中国人を送還することによって日本国内の治安維持を図る、という三つの観点から占領行政の円滑化を目指したものだと言われる⁽⁸⁶⁾。しかも、この指令の背後には、日本政府からの積極的な働きかけが大きく作用していた⁽⁸⁷⁾。

2月19日夜、中国政府外交代表が空路東京に到着した。盧溝橋事件以来、「最初の中国外交代表」であった。代表団は外交専員の劉増華中將を首席に、補佐官3名をもって構成された。代表団の任務は中国政府外交部とGHQとの連絡維持、主要業務は華僑関係の事務処理、華僑權益や華僑産業の保護であると報じられた⁽⁸⁸⁾。こうして中華民国駐日代表団（初期の名称は中華民国外交部駐日専員弁事処）が設置されることになって、ようやく中国政府の日本華僑・留日学生政策が本格的に始まった。

GHQの指令に基づき、沖縄県と一部離島を除く日本全国で在日朝鮮人、中国人らの登録が実施された。各市町村長が指定する登録調査員が、担当区域内の各世帯をまわって申告票の配布・回収を行なった。「満洲国」や「蒙疆政権」の留学生が疎開していた岩手県では、岩手県華僑聯合会を通じて登録が行なわれることになった。盛岡市内に置かれた華僑聯合会が3月6日から17日までに岩手県内在住の中国人から帰還希望の有無を調査登録

した⁽⁸⁹⁾。

最終的に厚生省によって取りまとめられた登録結果は次のとおりである。中国大陸出身者は1万4941人、台湾出身者は1万5906人で、このうち帰還希望者が中国大陸出身者は2372人（同出身地登録者総数の16%）、台湾出身者は1万2784人（80%）となっている⁽⁹⁰⁾。大陸出身者と台湾出身者の帰還希望に16%と80%という大きな差が生じた原因を、許淑真は日本における処遇の違いにあったと考えている。大陸出身者は「連合国民」の範疇に入れられて民事・刑事裁判権をはじめ、数々の「特権」を付与されたが、台湾出身者は「解放国民」として「連合国民」の範疇から外されたためだとみる⁽⁹¹⁾。大陸出身の留学生在がこの登録で帰還希望をどう回答したのか、それを示す資料が得られないが、東京同学会の調査もGHQ指令の外国人登録も、帰還希望者はどちらも15-16%であることから、留学生の多くは今回の登録でも、やはり帰還を希望しなかったとみてよいのではないだろうか。

実際、3月18日から1946年末までにGHQの管理下で送還された大陸出身者は、帰還希望の登録者数をさらに下回り、わずか750人であった⁽⁹²⁾。在日外国人を早期に送りかえそうとする日本政府とGHQの政策は、大陸出身の留學生と華僑に関して言えば「失敗」に終わった。これ以降の留學生政策は、留學継続を前提に対応していくこととなる。その現れが、1946年6月18日の「外国人留日學生取扱要領」と1947年2月20日の「外国人留日學生取扱要領に関する件」である。これによって外国人留學生はいかなる学校にも「自由」に希望進学できることになり、中華民国籍學生（台湾出身者を含む）は中華民国駐日代表團の監督するところとなるのであるが、1946年春以降の留學生政策については別稿に期したい。

お わ り に

以上、本稿では日中戦争期に日本が占領地から招致した留學生について、日本敗戦後の留學生政策を中心にみてきた。戦争末期、日本の大学・高等専門学校では学徒出陣、勤勞奉仕によって日本人學生が大学から離れていく情況が顕著になったため、日本政府は留學生の地方疎開を決定した。その方針は出来る限り留學生を帰国させるよう促しつつ、残留する學生は傀儡政権・国家に分けて「集合教育」を行うというものであった。日本の敗戦と傀儡政権・国家の崩壊の後、日本政府は出身地別の「集合教育」を維持しようとしたが、中国人労働者の送還にあわせて留學生送還に方針転換をしていくのである。ただし、戦争末期の「集合教育」にしても、戦後の留學生送還にしても、日本政府は治安の強化と

いう観点からとらえていたことは改めて指摘しておきたい。ところが、留日学生は傀儡政権との関係という「負い目」もあって、なかなか帰国に踏み切れずにいた。中国政府の関心が留日学生に向けられるのは、ようやく1945年末になってからのことであり、日本政府と同様の観念に立つGHQが在日外国人の登録を決定したことによって、中国政府も駐日代表団を開設することとなる。他方、日本留学の継続を決めた留学生たちは、大陸出身と台湾出身の枠組みを乗り越えて「中国人」としての連帯を戦後直後から強めつつあった。

註

- (1) 川島真「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」劉傑・川島真編『1945年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、2009年、32-33頁。
- (2) 陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』日本僑報社、2004年、渋谷玲奈「戦後における「華僑社会」の形成——留学生との統合に関連して——」『成蹊大学法学政治学研究』第32号、2006年3月、前掲川島「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」、王雪萍「留日学生の選択——〈愛国〉と〈歴史〉」前掲劉傑・川島真編『1945年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』など。
- (3) 田中剛「「蒙疆政権」留日学生への聞き取り調査報告」科学研究費補助金研究成果報告書『阪神華僑の国際ネットワークに関する研究』2005年。
- (4) 宮原誠一、丸木政臣、伊ヶ崎暁生、藤岡貞彦編『資料日本現代教育史』4、三省堂、1974年、334-336頁。
- (5) 同前338-339頁。
- (6) 文部省編『学制百年史』資料編、帝国地方行政学会、1972年、42頁。
- (7) 「挺身組織を強化」『朝日新聞』（東京）1945年5月22日、1頁。
- (8) 教育部駐日学務專員黃炳星「呈報一、二兩月份工作概況表祈鑑核由」1944年2月29日、東洋文庫所蔵『中華民國国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (9) 教育部駐日学務專員黃炳星、教育総署駐日弁理留学事務專員方念慈「呈為呈報非常時期留日学生救済弁法仰祈鑑核由」1944年2月9日、東洋文庫所蔵『中華民國国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (10) 同前。
- (11) 外務省「儀普通合第九号」1944年3月31日、東洋文庫所蔵『中華民國国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-17「大使館雜務檔案3文化・一般交流（1944年4-6月）」。
- (12) 教育部駐日学務專員黃炳星「呈報本处三月份工作概況表一份仰祈鑑核由」1944年3月31日、東洋文庫所蔵『中華民國国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (13) 教育部駐日学務專員黃炳星、教育総署駐日弁理留学事務專員方念慈「呈為呈報非常時期留日学生救済弁法仰祈鑑核由」1944年2月9日、東洋文庫所蔵『中華民國国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (14) 教育部駐日学務專員黃炳星「呈報本处定於本月十六日遷往東京都板橋区練馬南町一丁目三五〇番地新址弁公請求鑑核備案由」1944年3月14日、教育部駐日学務專員黃炳星「呈

- 報本処已於五月一日遷至東京都板橋区練馬南町二丁目三八八七番地請求鑑核備案由」1944年5月5日、東洋文庫所蔵『中華民国国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (15) 駐日弁理留学事務専員方念慈「呈報本処業於本月五日遷往東京都淀橋区上落合二丁目七八五番地新址弁公請鈞鑑備案由」1944年3月9日、東洋文庫所蔵『中華民国国民政府（汪政権）駐日大使館檔案』2-2744-2「大使館学務檔案」。
- (16) 中華民国留日学生輔導臨時総本部長津田静枝から大東亜大臣青木一男あて「補助金交付申請ニ関スル件」1944年6月27日、外務省記録 H.4.2.0.7『協会関係雑件』第2巻。
- (17) 同前。
- (18) 中華民国留日学生輔導臨時総本部長津田静枝から大東亜大臣青木一男あて「請書」1944年7月20日、外務省記録 H.4.2.0.7『協会関係雑件』第2巻。
- (19) 中華民国留日学生輔導臨時総本部長津田静枝から大東亜大臣青木一男あて「補助金交付申請ニ関スル件」1944年6月27日、外務省記録 H.4.2.0.7『協会関係雑件』第2巻。
- (20) 財団法人東亜振興会「昭和十九年度事業報告」、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (21) 同前。
- (22) 同前。
- (23) 満洲国駐劄日本国特命全権大使謝介石から外務大臣有田八郎あて「公函第一一三号」1936年11月18日、外務省記録 H.5.0.0.1『在本邦留学生関係雑件』第9巻。
- (24) 文部省学徒動員本部第一部長「満洲国留日学生ノ勤労働員ニ関スル件」1944年6月2日、近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第7巻、講談社、1956年、71-72頁。
- (25) 「留日鉱工学校学生回国実践勤勞奉仕」『盛京時報』1944年7月4日、3頁。
- (26) 「留日卒業学生全員集合綱領」『康徳新聞』1944年9月23日、2頁。
- (27) 閣議決定「留日学生教育非常措置要綱ヲ定ム」1944年12月29日、国立公文書館、類2872『公文類聚第六十八編昭和十九年』巻74、学事門二、国民学校雑載。
- (28) 文部省専門教育局長、文部省国民教育局長から東北帝国大学総長あて「留日学生教育非常措置ニ関スル件」1945年2月12日、東北大学史料館、本部/入試/1995/44『教育ニ関スル戦時非常措置関係(1)』。「留日学生非常措置実施要領」には、指定学校を記載した「別表」が添えられていたようだが、東北大学史料館には現存せず、「別表」の記載内容は確認できていない。
- (29) 「文部省専門教育長から京都大学総長あて電報」1945年3月11日、京都大学大学文書館所蔵、01A01035『昭和20年 雑書類 乙』。
- (30) 財団法人日華学会「昭和十九年度第二十八回年報」、戦後期外務省記録 I.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。
- (31) 「日華協会設立要綱」1944年12月23日、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (32) 「日華協会設立準備委員会議事録」、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (33) 「日華協会ニ関スル件」1945年5月18日、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (34) 「日華協会設立ニ伴フ中華民国留日学生輔導団体統合ニ関スル要領」、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (35) 財団法人東亜振興会「昭和十九年度事業報告」、外務省記録 H.4.2.0.9『日華協会関係雑件』。
- (36) 財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録 I.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。

- (37) 同前。
- (38) 「留学生を寮教育」『朝日新聞』（東京）1945年4月13日、2頁。
- (39) このとき東北帝国大学の理学部には、「蒙疆政権」の留学生1名も理学部（地球物理）に東京工業大学予備部から編入している。永田英明「戦前期東北大学における留学生受入れの展開——中国人学生を中心に」『東北大学史料館紀要』第1号、2006年3月、23頁。
- (40) 「留学生を寮教育」『朝日新聞』（東京）1945年4月13日、2頁、「盛岡に日満親善の学寮」『新岩手日報』1945年5月4日、2頁。
- (41) 山口経済専門学校への転校は、1945年秋以降に実施されたものと考えられる。12月1日には同校の中国人留学生のために山口学寮が開設されている。財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録P.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係日華学会（協会）関係』第1巻。
- (42) 広島大学原爆死歿者慰霊行事委員会編『生死の火』広島大学原爆死歿者慰霊行事委員会、1975年、2-3、339-342頁。
- (43) 『広島原爆戦災誌』によれば、広島文理大と広島高師には「中国大陸からの留学生は一二、三人ぐらいおり、四人ないし六人（満州・モンゴル出身）が被爆死亡したという（広島市役所編『広島原爆戦災誌』第1巻、広島市、1971年、173頁）。また、『生死の火』では、「中華民国」「満洲国」「蒙疆政権」からあわせて37名以上の留学生が広島文理大と広島高師に在籍、遺体を確認した者がいないが、状況から考えて少なくとも「満洲国」出身の3名が被爆死したとする（前掲『生死の火』339-340頁）。『生死の火』が言及する在籍留学生数には、中途帰国や1944年12月の閣議決定「留日学生教育非常措置ニ関スル件」に基づく留学生の再編が考慮されていないため、実数はこれより少ないと思われる。外務省の記録には、広島高師に1945年9月現在で留学生が「中華民国」2名（ほかに1名戦災死）、「満洲国」3名の在籍が確認できる（戦後期外務省記録P.1.1.0.1『在本邦諸外国留学生関係』第1巻）。
- (44) 財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録P.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係日華学会（協会）関係』第1巻。
- (45) サンバラジャブ氏への聞き取り調査による。サンバラジャブ氏は1927年、内モンゴル・ジョソト盟生まれ。1942年に来日し、善隣高商を経て1945年岩手師範学校に入学。前掲田中「『蒙疆政権』留日学生への聞き取り調査報告」283頁。
- (46) 陶堤土「光華寮——中国人留学生の戦後史」『療原』第150号、2004年1月、3頁。
- (47) 大東亜省「留日学生ニ関スル措置」1945年8月18日、戦後期外務省記録P.1.1.0.1『在本邦諸外国留学生関係』第1巻。
- (48) 鳥取県警察部長から内務省警保局保安課長あて「外国人名簿申達ニ関スル件」1945年8月20日、国立公文書館、返青37001000『昭和二十年・外事関係書類綴・特高課』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06030100200。
- (49) 鳥取県「県下在住外国人ノ現況」作成年月日不明、『昭和二十年・外事関係書類綴・特高課』JACAR Ref. A06030100200。
- (50) 鳥取警察署長から鳥取県警察部長あて「外国人ニ対スル動静内査ニ関スル件」1945年9月6日、『昭和二十年・外事関係書類綴・特高課』JACAR Ref. A06030100200。
- (51) 外務省「留日学生現存員数」1945年9月20日、戦後期外務省記録P.1.1.0.1『在本邦諸外国留学生関係』第1巻。
- (52) 「偽組織官員又一批在日落網」『中央日報』1945年10月17日。

- (53) 財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。
- (54) 同前。
- (55) 財団法人善隣協会会長公爵一條實孝から外務大臣吉田茂あて「本協会昭和二十年度下半期企画書並ニ予算書提出ノ件」1945年10月13日、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-37『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 善隣協会』。
- (56) 財団法人満洲国留日学生輔導協会清算人釵木亨弘から外務省管理局長あて「精算経過報告」1948年、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-30『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 満洲学生会館関係』。
- (57) 外務省管理局総務課長から東京新宿電気通信管理所長あて「財団法人満洲国留日学生輔導協会加入電話機移転申請ノ手續ニ関スル件」1950年3月6日、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-30『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 満洲学生会館関係』。
- (58) 「日華協会調書」、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。
- (59) 木村会計課長あて書簡1946年4月26日、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-37『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 善隣協会』。
- (60) 「財団法人国際学友会概要」1951年10月20日、戦後期外務省記録 P.1.8.1.1-8『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 国際学友会関係』第1巻。
- (61) 同前。
- (62) 宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人政策——日本政府の対応とともに」『思想』第734号、1985年8月。
- (63) 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、411、417頁。
- (64) 「蔣委員長中国人俘虜の情報要求」『朝日新聞』（東京）1945年9月25日、1頁。
- (65) 「在日僑急待救済」『中央日報』1945年10月18日、2頁。
- (66) 「終戦連絡各省連絡委員会議事録」1945年10月13日、荒敬編集・解題『日本占領・外交関係資料集』第1巻、柏書房、1991年、86頁。
- (67) 「救済日境我戦俘・我代表団抵東京」『中央日報』1945年10月29日、3頁。
- (68) 前掲宮崎「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」。
- (69) 前掲西成田『中国人強制連行』450頁。
- (70) 外務省管理局「留日学生帰国ニ関スル件」1945年10月22日、戦後期外務省記録 P.1.1.0.1『在本邦諸外国留学生関係』第1巻。
- (71) 同前。
- (72) 「中華民国留日学生帰国斡旋要領」、戦後期外務省記録 P.1.1.0.1-2『在本邦諸外国留学生関係 中国人の部（華僑を含む）』第1巻。
- (73) 「中華民国留日学生帰国斡旋ニ伴フ連絡交渉事項」、戦後期外務省記録 P.1.1.0.1-2『在本邦諸外国留学生関係 中国人の部（華僑を含む）』第1巻。
- (74) 竹前栄治監修『GHQへの日本政府対応文書』第2巻、エムティ出版、1994年、1571頁。
- (75) 竹前栄治監修『GHQ指令総集成』第3巻、エムティ出版、1993年、656頁。外務省が1946年に作成した『華人労働者就労事情調査報告書』では、12月12日前後に明優丸が日本を出航した記載が見当たらないため、このとき実際に留学生が明優丸で帰国したかは不明である。

- (76) 財団法人日華協会「昭和二十一年度事業報告書」、戦後期外務省記録 F.1.8.1.1-26『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係 日華学会（協会）関係』第1巻。
- (77) 同前。
- (78) 前掲陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』55-62頁。
- (79) 「在日僑胞嚴重問題」『中央日報』1945年10月20日、2頁。
- (80) 林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編』第1冊、国史館、2001年、265-266頁。
- (81) 見城悌治「明治～昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留学生の動向」『国際教育』第2号、2009年3月。
- (82) 教育部から外交部あて「高字第63430号代電」1945年12月15日、国史館所蔵外交部檔案、典蔵号020-010105-0033『留日学生（四）』。
- (83) 外交部から陸軍総司令部何応欽・教育部あて「東34字第12867号代電」1945年12月26日、国史館所蔵外交部檔案、典蔵号020-010105-0033『留日学生（四）』。
- (84) 前掲『台湾戦後初期留学教育史料彙編』第1冊、1頁。
- (85) 外交部から駐日盟軍総司令部劉增華あて「東35字第258号」1946年3月5日、国史館所蔵外交部檔案、典蔵号020-010105-0033『留日学生（四）』。
- (86) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程2」『法律時報』第50巻第5号、1978年5月、78-79頁。
- (87) 前掲宮崎「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」133頁。
- (88) 「中国外交代表日本へ」『朝日新聞』（東京）1946年2月22日、1頁。「劉增華抵日」『中央日報』1945年2月21日、3頁。
- (89) 「中国人はぜひ登録」『新岩手日報』1946年3月3日、3頁。
- (90) 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい、1978年、151頁。
- (91) 許淑真「第二次世界大戦後日本からの引き揚げについて——台湾出身者を中心に——」『撰大人文学』第3号、1996年2月。
- (92) 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ 日本占領史』第16巻、日本図書センター、1996年、35頁。